

## 令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年8月8日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時17分

---

### ○議事日程

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
  - (1) 町立病院医師派遣等に関する内部調査委員会報告書（参考資料）について
  - (2) 町立病院医師派遣等の不適切な事務処理に関する再発防止への取組について

---

### ○会議に付した事件

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
  - (1) 町立病院医師派遣等に関する内部調査委員会報告書（参考資料）について
  - (2) 町立病院医師派遣等の不適切な事務処理に関する再発防止への取組について

---

### ○出席議員（13名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 久 保 一 美 君  | 2 番 吉 谷 一 孝 君  |
| 3 番 貳 又 聖 規 君  | 4 番 佐 藤 雄 大 君  |
| 5 番 西 田 祐 子 君  | 6 番 前 田 博 之 君  |
| 7 番 森 哲 也 君    | 8 番 大 淵 紀 夫 君  |
| 10 番 小 西 秀 延 君 | 11 番 及 川 保 君   |
| 12 番 長谷川 かおり 君 | 13 番 氏 家 裕 治 君 |
| 14 番 松 田 謙 吾 君 |                |

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 大 塩 英 男 君 |
| 副 町 長       | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長       | 竹 田 敏 雄 君 |
| 総 務 課 長     | 高 尾 利 弘 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 鈴 木 徳 子 君 |
| 総 務 課 主 幹   | 太 田 誠 君   |
| 総 務 課 主 幹   | 森 誠 一 君   |

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間 力 君  
主 幹 小山内 恵 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、6月2日の全員協議会に引き続き、町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料についてであります。

それでは、町側より説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本日は、全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。議員の皆様、町民の皆様にご心配をおかけしております町立病院の医師派遣業務の問題につきましては、6月5日に町立病院の問題だけではなく町の問題という認識のもと、町立病院の医師派遣等に関する内部調査委員会の設置をいたしまして、7月末に事実確認や原因究明対策についての報告を受けたところでございます。その中で、調査事案としておりました医師派遣業務、及び会計年度任用職員の給料に関して契約書、服務手続き、会計処理の不備や条例に基づかない手当や給料の支給があったことが明らかになりました。また、5月9日、6月2日に全員協議会でご説明をしました資料の内容についても誤りがあったことが明らかになりました。このことは、町民の皆様の信頼を大きく失墜させるものであり、町長として大変遺憾であり誠に申し訳ない気持ちでいっぱいであります。白老町は、全ての職員が全体の奉仕者として法令を重視し、誠実かつ公正に職務を遂行する自覚を持ち、組織全体でコンプライアンスの向上に努め、町民の皆様から信頼される組織を目指してまいりました。しかしながら、今回のような事務処理がなされてきた事実を町立病院のみの問題とせず、職員全体がしっかりと受け止めて、私が先頭となって信頼回復に努めてまいります。

本日は、内部調査委員会からの指摘事項に対する町の考え方と再発防止策についてのご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 私からは、町立病院医師派遣等の不適切な事務処理に関する再発防止への取組について、こちらの資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、このたびの内部調査委員会による調査につきましては、寿幸園への嘱託医派遣業務の取扱い、アイヌ民族文化財団、民間法人等への産業医派遣業務の取扱い、会計年度任用職員の給料決定の3つの事案につきまして、それぞれ調査結果に基づき町としての考え方と再発防止策についてまとめたものでございます。

1ページ目から説明させていただきます。初めに、事案1、嘱託医派遣業務の取扱いでございます。嘱託医派遣業務につきましては、病院から医師を派遣しているのであれば、病院の医業収益とするべきではないかという疑義が生じていたことに伴って調査を進めてきました。その結果、調査委員会からは、指摘事項として嘱託医業務委託契約に関する事、医師派遣業務に

対する服務事務手続きに関すること、令和3年1月からの天寿会と町立病院との契約による会計処理に関することの3つの項目に分けて、それぞれ問題点等について指摘がありました。

次に、それを受けての指摘事項に対する町の考え方でございます。まず、1の嘱託医業務委託契約についての町としての考え方でございます。(1)の個人契約とした背景であります。寿幸園は平成19年3月から社会福祉法人天寿会を受託者とする指定管理者制度へ移行しましたが、独自の医師の配置・確保は困難であったことから、町立病院に対して医師派遣要請が行われ、この際に直営当時の委託料11万円から個人への報酬40万円に増額されたものとされております。町立病院側においても、大学医局からの医師の引き揚げによる医師不足が生じている中で、町立病院の本来業務として医師を派遣することができなかつたため、医師個人と契約することによって業務の継続性を担保としたことから、平成19年2月1日付で天寿会と病院による医療業務支援協定書と天寿会と医師個人との嘱託医業務契約書をそれぞれ締結し、報酬を医師個人が受領すると契約したものでございます。このことは、当時の判断としては適正と認めるものと判断をしてございます。次に、(2)の契約書の事務処理についてであります。町と天寿会が締結した医療業務支援協定書には、解除の意思表示がなければ自動更新される規定があったことから、町として天寿会の運営に対し継続的に支援を行うことは明白ではありますが、医師個人と天寿会の契約書には自動更新の規定がなく、本来であれば条項の追記や改正等の更新手続きが必要でありました。しかしながら、継続的に業務に従事していたことに関して両者の認識にそごはなく、この間において業務の対価として天寿会から医師個人に報酬が支給されている事実も確認されていることから、医師個人が報酬を受領していたことに問題はないものと判断しております。

続きまして、2の医師派遣業務に対する服務事務手続きに関する町の考え方でございます。内部調査委員会の指摘のとおり、地方公務員法第38条第1項の規定による営利企業等に従事する場合や、同法第35条の規定による職務専念義務の免除を受ける場合について、それぞれ申請を行い町の許可を受ける必要がありますが、長期間許可を受けずに業務に従事していたことは不適切な事務処理であると判断してございます。

続きまして、3の令和3年1月からの天寿会と町立病院との契約による会計処理についてであります。令和3年1月より天寿会と医師個人の契約から天寿会と町立病院の契約に変更されており、この時点で委託料の収入は病院会計の医業収益とすべきでありましたが、担当者の認識不足から預り金として処理していたことは不適切な会計処理であり、適正な会計処理への修正が必要である。

4のこれに対する町の今後の対応でございます。(1)としまして、契約書の更新を行っていないこと、営利企業等従事許可願及び職務専念義務免除申請書の未提出、不適切な会計処理など院長、事務長、理事者の責任を含め厳しい処分を行うこととします。(2)協定書及び契約書で不備な部分を修正することとします。(3)令和3年度会計分の預り金は既に修復済みでございますけれども、令和2年度分については修正されていないため、適正な会計処理への修正を行う必要があることとします。

次の3ページをお開きください。事案2の産業医派遣業務の取扱いについてであります。産業医派遣業務につきましては、医師を病院から派遣している場合の収入の取扱いや勤務時間内に業務を行っていたにも関わらず、名目上の時間外手当を支給していたことに対する疑義が生じていたことに伴って調査を進めてきたものでございます。その結果、調査委員会からは指摘事項として産業医業務契約に関すること、産業医派遣業務に対する服務事務手続きに関すること、産業医派遣に関する会計処理に関すること、この3つの項目に分けてそれぞれの問題点等について指摘があったものでございます。

指摘事項に対する町の考え方でございます。1の産業医派遣業務契約でございます。(1)民間法人等A、Bの2社についてですが、民間法人等A、Bの産業医については、苫小牧医師会が町内で産業医資格を有する医師を仲介する形になっており、契約書は苫小牧医師会、民間法人、町立病院医師会との三者契約となっております。身分も民間法人の非常勤嘱託と明記されていることから、医師個人が報酬を受領することについては問題ないものとして判断してございます。次に(2)の民間法人等Cについてであります。民間法人等Cの産業医については、産業医契約書が存在せず不明確な点が多くありますが、町立病院の医師が民間法人等Cに対し長年にわたって産業医業務に従事していることから、民間法人等Cと町立病院医師の個人契約であったものと推測され、医師個人が報酬を受領することについては問題ないものとして判断しております。次に(3)公益財団法人アイヌ民族文化財団についてでございます。ウポポイの産業医については、令和3年2月1日付で公益財団法人アイヌ民族文化財団と町立病院で産業医契約を月額8万8,000円で締結しております。産業医につきましては、産業医資格を有していなければ従事できない業務であることから、医師個人に帰属する業務と捉えられますが、この事案ではウポポイと町立病院の間において派遣契約を締結するとともに、町立病院と医師との間においては月額報酬8万円とすることで合意があったため、業務の対価として支給を行ったものでございます。しかしながら、支給方法については、本来産業医手当等によるものが適切であり、条例等の明確な根拠に基づかずに時間外手当の項目で支給したことは不適切な事務処理である。さらに、令和4年9月より支給を停止している手当については、産業医業務は個人に帰属するものと捉え、業務の対価として医師に支給する必要があるものと判断しました。

次に、2の産業医派遣業務に対する服務事務手続きについてであります。こちらについては、嘱託医の場合と同様に営利企業等への従事や職務専念義務免除について、長期間許可を受けていなかったことは不適切な事務処理にあたるものと判断しております。

続きまして、3の産業医派遣に関する会計処理についてであります。ウポポイの産業医契約については、内部調査委員会の指摘のとおり、医業収益として処理することが適正であります。令和3年2月から令和4年8月までの間、預り金とその他医業収益として処理されていることから、預り金として処理されている部分につきましては、医業収益に修正し、適正な会計処理に修正を行う必要があると考えてございます。

これらに関する今後の町の対応でございますけれども、(1)営利企業等従事許可願及び職務専念義務免除申請書の未提出、不適切な会計処理などについて、院長、事務長、理事者の責

任も含めて厳しい処分を行うこととします。(2) 契約書の確認が取れていない民間法人等Cについては、契約書を作成することとします。(3) 令和3年2月から令和4年8月までの間、預り金として処理されている部分について医業収益に修正し、適正な会計処理に修正することとします。(4) 産業医契派遣について、契約の在り方を整理するとともに、必要に応じ条例等を整備するなどの適切な対応を行うこととします。(5) 令和4年9月より支給停止になっているウポポイの産業医報酬の支給額や支給方法の検討を行うこととします。

次の5ページをお開きください。事案3の会計年度任用職員の給料決定についてでございます。会計年度任用職員の給料の決定につきましては、条例に基づかない給与の決定は違法行為ではないかという疑義が生じていたことに伴い調査を進めてきたものでございます。その結果、調査委員会からは採用の困難性、職務内容の特殊性による給料の決定に関する事、事務職員の給料決定に関する事、この2つの項目に分けて、それぞれの問題点等について指摘があったものでございます。

指摘事項に対する町の考え方でございますけれども、1の採用の困難性、職務内容の特殊性による給料の決定についてでございますが、会計年度任用職員の給料は、原則、白老町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例により決定いたしますが、条例第5条第2項において職務内容の特殊性から採用が困難な職には最大20号棒を加算すること、第28条では職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める職員の給与は任命権者が別に定めると規定してございます。令和5年6月1日現在の第5条第2項適用者は5名で、第28条の適用者は9名となっております。職種の内訳としては、医師、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師など国家資格を有する職が大部分で、採用の困難性が高く、正規職員が不在または不足のために正職員と同等の業務を担っているなど、職務の特殊性が認められることから、給与格付は問題ないと判断してございます。しかしながら、医師をはじめとした医療職については、採用の過程において人材確保を優先し、現給保障という考えのもと、明確な基準がないまま第5条及び第28条を適用してきたことは適正ではないことから、一定の基準を定める必要があるものと判断してございます。

続きまして、2の事務職員の給料決定についてであります。内部調査委員会の指摘のとおり、第28条を適用し令和4年4月に採用した一般事務職1名につきましては、採用の困難性や職務内容の特殊性を認めることはできないため、違法な給与支払いであると判断してございます。また、給与格付の決定に際し、口頭ではありますけれども、病院事務局と一般事務職との間で現給保障の考え方のもと、約束が交わされていたことが確認されてございます。更に、一般事務職の採用にあたって公募を経っていないことや辞令書に明示された給料月額より多い金額を令和4年4月から6月まで支給していたことも判明してございます。この3か月の差額の支給については既に返還されていることが確認されておりますけれども、辞令書に基づかずに給料の格付を行ったことは不適切な事務処理であると判断しております。

次のページ、これらに関する町の今後の考え方でございます。(1) 近市町村等の医療職の会計年度任用職員の給料号棒と比較し、給与号棒の見直しを検討するほか、条例第5条第2項、

第28条の適用基準を明確に定める考えでございます。（2）事務職員の正規な給料格付への是正と差額の取扱いについて検討することとします。（3）不適切な事務処理に対する院長、事務長、理事者の責任も含め厳しい処分を行うこととします。参考といたしまして、一般事務職の給与差額の表を掲載しております。任用期間15か月間で賞与を含む給与差額は317万5,488円となっております。

次の7ページをお開きください。本事案の発生原因でございます。本事案の発生原因が大きく人的要因と組織的要因によるものと捉えてございます。

（1）人的要因でございます。人的要因として、事務担当職員の法令を遵守するコンプライアンス意識の欠如及び会計処理に対する知識が不足していたことが大きな要因であると考えています。具体的には、病院事務職員が減員され、会計事務が委託職員にシフトしていき、会計処理の大部分を任せられた結果、病院事務職員として企業会計の知識が不足するに至ったこと、また行政事務の執行は文書主義が原則であるが、文書作成及び保管が適正に実施されておらず、結果として文書化できないなどの不正の温床となった。さらには、日常的なコミュニケーションが少なく、自分さえよければよいとか、自分に関わりないことには関心がないといった他者への無関心さから、不適切な事務処理を未然に防ぐことができなかつたと捉えてございます。

次に（2）組織的要因でございます。組織的要因としては、管理体制が不十分であったことが挙げられます。業務が属人化し、個人の判断で事務処理が進められていた部分が散見され、組織的判断やチェック体制が機能していない状況にあったことが判明しております。さらには、責任の所在があいまいで、問題のある行為を正そうとせずに放置されていたことなど、マネジメント機能が発揮されず、不適格な管理体制と言わざるを得ない状況がございました。また、公務員としての倫理観やコンプライアンス遵守という点において、これまで独自の研修が実施されておらず、コンプライアンス意識の向上が十分ではない状況にあったものでございます。

次の8ページ、再発防止への取組についてでございます。本町において、今後このような事案が二度と起こらないよう内部調査委員会による意見を踏まえた上で、さらなる取組を次のとおりまとめたものでございます。

初めに、1、町立病院としての取組でございます。（1）理事者及び病院長の病院運営に関する積極的な関与でございます。病院運営は、町民の命と安全を守る重要な使命を有することに鑑み、理事者及び病院長がこれまで以上に連携を深め、地方公共団体の一企業会計の枠を超えて、積極的に関与できる体制を整備する。（2）仮称白老町立病院改革委員会の設置でございます。今回の一連の問題を一過性のものにする事なく、病院職員の意識改革を進め、町民に寄り添った対応を心がけ、信頼される町立病院を構築するため、副町長を委員長とする、仮称白老町立病院改革委員会を設置する考えでございます。（3）町立病院の会計の監査機能の強化。病院会計の監査機能として、例月出納検査、決算認定、定期監査を実施しているが、今回の事案を二度と発生させないため、定期的に専門家による会計指導を実施する考えでございます。（4）組織的判断・決定の徹底。日頃から相談しやすい何でも話せる職場の雰囲気づくりに努め、報告・連絡・相談の励行に努め、複雑で困難な案件ほど速やかに上司に報告し、判

断に当たっては上司など複数による組織的決定を行い、単独で判断を行わずに組織的決定に基づき、適正に職務を遂行する。そのほか（５）法令を遵守した事務の執行。（６）確実な事務の引継ぎ。（７）業務内容のリスト化。（８）文書管理の徹底。（９）情報共有の徹底。（１０）チェック体制の強化ということで、全部で10項目を町立病院に対する再発防止への取組として挙げてございます。

次に、2 全体的な組織体制の見直しでございます。今回明らかになった一連の不適切な事務処理の再発防止策は、形式的なものではなく、実効性のある取組が必要であり、そのためには不適切な事務処理を未然に防ぐことを目的として法令等の遵守に関するルールや仕組みを改めて整備するとともに、業務の適性を確保するための体制を全庁的に構築していくことが不可欠であるという考えのもと作成しておりますけれども、（１）職員の適性配置と人材育成。（２）コンプライアンス研修の実施。（３）不適切な事務処理等を発見した職員の対応。（４）公益通報制度の周知で、こちらについては、全庁的な再発防止 4 項目を設けまして取組を進めていくことで整理してございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、（１）町立病院医師派遣等に関する内部調査委員会報告書の件について、特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

8 番、大淵紀夫議員。

○8 番（大淵紀夫君） 大淵です。病院医師派遣等に関する内部調査委員会報告書があります。この中身について聞いてもいいのですね。この報告書の 4 ページに、1 つは20年前、平成19年ですから20年たっていないのですけれども、このときに町立病院と町立寿幸園の嘱託医業務に対して11万円払うとなっているのですけど、契約書は全くなかったのか、つくらなかったのか、処分したのか、そういう確認はされましたか。2 つ目、2 の調査結果の⑤指定管理時の報酬額が40万円になった理由云々とあるのですけど、その最後に天寿会側からの申し入れによるものではないかとされると記されているのです。調査委員会が調査するとき、書面がないために事実が確認できなかったものを、これは誘導とも取れる。確認できないのに天寿会側から申し入れみたいというのは付度とも取れるし、誘導とも取れる。我々見たら、これは天寿会側から申し入れあったとなりますよ。だけど、その後どうなっていますか。事実が確認できないのに、こういうことを書くというのは調査委員会としても、私はこういうことをきちんとしていかないとだめだと思うのです。確認ができないのに天寿会から言われたたからやったとなります。そういうことは考えられなかったのか。もう一つは、⑧に40万円から10万円にしたと。ここに書いているのは、天寿会から報酬額の減額要請があったことから40万円から10万円とする契約を同日に締結していると書いているのです。これは、同日というのは以前から議論をして一定の書面なり何なりがあって、このときに決めたというのか。40万円から10万円にしてくれと天寿会から言われたから、言われたときに10万円にすると契約したと、考え方としてあり得ないと思うのです。そういうふうに読み取れるから言っているだけの話であって、そうでなければいいのです。何でこういうことを聞くかということ、調査するというのは、私が外部調査を入れなさいというのは、5 人の方々がまじめに一生懸命やられたというのは十分承知しています。



しかし、その上に立って内部で調査した結果が、疑義が出るようなものであってはいけないと  
思っているのです。だから、外部から入るといことなのです。私が外部から入って調査した  
方がいいという主張は。たくさんあるのだけど、どこまで答えるかは理事者とは関係ないです  
から大変ですけども、ただ、こういうことはきちんと指摘をしておかないと、特に天寿会の申  
し入れによるもの、確認していないけど申し入れによるものだと、それを理事者がそうとなっ  
たのかどうかです。ここら辺りがとても大切な部分だと思うのだけど、そこは解明していただ  
きたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回、内部調査委員会の委員の代表として今回同席をさせて  
いただいております。平成19年2月までの11万円の委託料を支払ったことについての書類関係  
を確認したのかしないのか。したかったのですけれども書類が不存在、もう既に確認する書類  
はないということを確認しておりましたので、これに関してはこれであるという確認できるも  
のがなかったことを調査委員として確認しました。調査結果の⑤番が、付度されたものに捉え  
られるご指摘に関しまして、ここは説明が不十分であった部分は決して付度させようという意  
図で書いてはおりません。結果的に、この協議をしたことに関する起案とか協議録とかが一切  
確認できず、その当時交渉を交わした人に関わるものになりましたので、聞き取りしている中  
でそのようなことがあったとしか確認ができなかった、要は書面等がないため確認できなかつ  
たということで最後申しておりますが、この部分について付度する意味で言っているのではなく、  
そのような状況であったという説明で、調査結果として加えさせていただいたので、客観  
的な事実に基づいていないというご指摘に関しては受けとめたいと思います。⑧については、  
減額要請があったから直ぐに同日で締結をしたのかという捉えられ方については、これの前の  
⑦から係ってきまして、令和3年の1月に医師Bが退職したことによりまして、契約の内容の  
変更について協議がされている状況が継続検討でございました。年度が変わって、令和3年4  
月に医師Cが退職することになったものですから、改めて3名体制とするときに合わせて、当  
初より天寿会報酬額の減額要請が兼ねてよりあった部分を含めて、契約内容を変えましよう  
ということが町立病院も行われて、協定書と契約書を結ぶときに40万円から10万円になったとい  
う意味の説明でございまして、その部分が伝わりづらかったことは申し訳ないと思いますが、  
内容としてはそのような状況です。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。細かなことをこれ以上聞くのがいいかどうかはありますから、  
私が言っているのは、調査をした結果が違った形で捉えられるのは一番いけないと思うの  
です。それは、今後の対応策に影響するわけです。ですから、これを見たら確かに天寿会から  
申し入れが11万円だったものが40万円、もちろん中身が違うとかいろいろなことがあると思いま  
す。だけど、そういうところを言うこと自体が大体一般論で言えば普通は考えられないです。  
言ったかもしれないし言わないかもしれないのに、それをこういうふうに文書にしまうと、  
これが走るのです。これは明らかに天寿会の申し入れだったとなります。調査委員会というの

は、そこに気をつけなければならない。それから書類、町立病院と特別養護老人ホームとの契約なのですけど、これは当然確認されていると思うのだけど、もし書類があったとしたら保存年限は確認されて、実際にはないものかあるものか、議会の書類も永久保存なのか分からないけど全部ありますよね。こういうものがつくったのかどうかも分からないというのが、そういうレベルが違うのではないかという気がするのだけど、正式にはどんなものですか。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 文書の保存期間についてでございます。町立の寿幸園と町立病院の契約書があったかどうかは確認が取れていません。契約その他の権利義務に関する文書の保存期間は5年間で、契約その他権利義務に関する文書で重要なものの保存期間は10年となっております。いずれにしろ5年間、10年で廃棄処分されているものと思われま。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。国税法上の文書がありましたよね。基本的には医師、産業医の収入はもちろん契約書があるというのは百も承知の上です。国税法上はそうするのが望ましいのかどうなのか、どういう国税法上の決定なのか分かりませんが、その調査と内容。もちろん契約があればいいのだということなのだけど、その議論は弁護士なり税務担当の確認はされていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 国税法上の関係、要するに消費税の絡みですけれども、産業医の報酬で確認をさせてもらっています。基本的におっしゃったように契約がどうかと、契約が形態によって違うということで、当然病院と法人との関係で契約している場合については消費税の申告が必要。要するに、医業収益に入れるべき内容であって必要であるということで、個人についてはあくまでも所得税上の申告になって、扱いが契約によって異なると確認させていただいております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。そこは理解しました。ここで調査委員会として、事実に基づく調査をするわけですから、これから私が言うのはちょっと違うのだけれども、調査委員会の意見として思いが反映されたかどうか聞きたいのだけど、一般論的に言えば普通の人が給料をもらっている、少なくとも給料表に基づく給料をもらっている。その人が相手の事情や庁内の事情があったのは十分承知した上で、他の報酬を時間内にもらう。その金額も町民から見たら相当桁が違う金額です。もちろん書類上の不備で指摘をしていますが、義務免していませんから、そのことは承知した上ですけど、道義的にこのことが法律的に違反をしないのは分かったけど、本当にこういうことが道義的に給料表に基づく給料をもらっている。一般の人だったら100%あり得ないことです。ただ、道義的に考えたときに町民は納得できることではない。そのことに対する対応策も含めて書いているのは理解した上で、感情論ではなくて町民が納得するということは、道義的にどうなのかという部分は話出ましたかというくらいだけど、町民にとってはとても大切なことだと思っていますから、そこが外部調査と内部調査の違いになって

しまうと困るから、そこだけは答えられなかったら答えなくてもいいけど、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 感情論ではなくという部分で、対策としても町としてどうあるべきか、これは内部調査の中で出た疑義です。嘱託医の在り方は、本当はどうあるべきなのだろうか、産業医の在り方はどうあるべきなのだろうか。それについて、町立病院はどうあるべきなのだろうかというところの話をしています。それは議論としてさせていただいています。その上で、在り方としてどうあるべきかをきちんと決めることが、今回の調査の結果としてあるべきところかと。今回の調査結果の中で一番出てくる言葉としては人をいかに確保するか、特に町立病院を運営するに必要の人材を確保するために、いろいろ画策をしなくてはいけない状況がこの20年間あったことが分かった中で、その上でどうあるべきだったのかがやはり議論されなくてはいけないのだろうとなりました。金額の多寡について調査委員会として高いとか低いとかは、要するに根拠がないので、根拠を持って高いとか低いということが言えます。感情的に皆さんお考えになっていることは重々理解した上で申し上げるとすれば、根拠がない中で高い低い議論は調査委員会としてはできなかつた。だからこそ在り方をしっかり町として考えていってほしいということを意見として出させていただいたことが全てです。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 小西です。1点確認をさせていただきたいのですけれども、10ページ、会計年度任用職員の給料の決定、採用にも関わるところあるのですが、これを読むと、当時の事務長と職員Eとの口頭協議によって給料等も決定された。採用に関しても公募をされなかつたということで記載されておりますが、このことが元事務長だけで本当に行われていたのか、その周辺の方は知らずにこういうことができたのかどうなのか疑問がありまして、この調査書の中で関係者聞き取りの中には目を通させていただきますと、理事者を経験者の方も聞き取りをなされているということで、周辺にもお聞きをしたのかなと読み取れるのですけれども、読むとおり、事務長との関係の間で採用また給料の決定がなされて、これがその当時現実的に周りの方はチェックすることができなくて、こういう形になったと記載されているとおりでよろしいのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 職員に決定までのいろいろ聞き取りをしている中で、決定してその方を採用するまでに踏むべき手続きが決済行為はあります。それに関しては決済を取るべきところを取っているという確認はもちろんしていますが、そもそもこの方を採用することについては、事務長と当該職員との中で任用する旨口頭により決められたことは聞き取りの中で判明しております。それが、可能だったのかどうなのかの話ですが、それが指摘事項にも挙げられているチェック体制等が行われない組織になっていたのが一番の課題だったと挙げさせていただいておりますので、決定した部分については書いてあるとおりと読んでいただいたほうがいいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、（２）町立病院医師派遣等の不適切な事務処理に関する再発防止への取組についての件について、特に確認をしておく必要のある方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。8ページの再発防止の取組について確認いたします。その前に人的要因にも書かれているのですが、この文書を見て一番気になったのが、「自分さえよければいい」、「自分に関わりのないことには関心がない」といった他者への無関心さといった文言があって、ここは事務職を指しているのか全体を指しているのか、両方に読み取れるのですが、患者さんが来られている場所で他者への無関心さというのが凄く気になったのです。その中において、再発防止を今後取り組んでいくということとして、白老町立病院改革委員会の設置は今後改革していく上で重要なものになるのかと思いこれを読んでいた。この他者への無関心のところで、今回（２）で町立病院医師派遣等ですけど、何だか虐待の接遇の評判とか全てが無関心さに結びつくイメージがあったもので、本当に改革を直ぐにでも実施してほしいと思っております。白老町立病院改革委員会は構成メンバー、委員長、副委員長を添えると記載されているのですが、具体的にはどのような構成員を検討されているのか、また設置する時期は早ければ早いほうがいいと思いますので、その部分を確認します。

○議長（松田謙吾君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 改革委員会設置についてでございますが、副町長を委員長として、構成メンバーとしては課長職を想定しております。委員会の設置時期については、全員協議会で説明、この後職員の処分等を行ってから、早急に設置したい考えでおります。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 森です。今後早急に設置ということとして、現状においても患者さんがおられて、直ぐやるべきと思っているのですが、町民に寄り添った対応を心がけと書いていて、その文言はいいのですが、今までの経過を追うとも凄く難しいと思います。コンプライアンス研修を1回やったからといって、複数回やると思うのですが、コンプライアンスの徹底というのはある程度研修で効果があると思うのですが、町民に寄り添った対応を心がけるということは、根底の意識に他者への無関心さがあつたら、正直凄く難しい問題だと思うのです。改革委員会でしっかりどうやって対応するかといったことも複数回やっていかないと、課長職の方が構成メンバーという話が出ていたのですが、現場の方も入れて多く複数現場の

声とか、場合によっては第三者の意見も聞いて構成していかないと、なかなか町民に寄り添った対応は難しいのではないかと考えます。まず、早急に設置して改革をしていただければと、その考え方を伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 主幹からあったように、構成メンバーとしては、副町長か委員長として課長職を中心にと。そこが議員からあったように、今回の問題というのは役場の職員という意識が町立病院の職員の中に同じくあったのかと、非常に見ておかななくてはならないと思うし、内部の調査委員会をつくったのは、病院の問題だけではなくて、役場全体としての問題と意識の醸成も含めてあるので、そこを十分考慮していかなければならないので、ただ単に役場サイドの課長職だけでなく、病院の院長を筆頭に現場の方々にもやはり入ってもらわなければならないし、同時に意識改革のみではなくて経営のありようについても、しっかりとこれからの方策を考えていかななくてはならなくなってきたら、ご指摘があったような専門的な方を外部の講師として招いて示唆をもらうことはやっていかななくてはならないだろうと思うし、いずれにしろ2回か3回やればよいという問題ではなくて、これからしっかりと病院づくりをどうするかを、町として大きく目標として挙げながら進めていきたいと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 西田です。3ページ一番下の行の、この紙には町と書いているのですけれども、先ほど課長は町立病院と言いましたけど、町立病院が正確なのか町が正確なのか。どちらなのでしょう。なぜこれを聞くかという、契約は町とやったのか、町立病院との間でやったのかでこの問題の捉え方が大きく違ってくると思うのですけれども、町立病院だということであれば、文書をそのまま渡してしまうのはいかがなものかと。やはり印刷し直すべきではないかと思ったのですが、どうなのですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 実際には、大きく捉えて町という書き方をしたのですけれども、給料の支払事務については、町立病院で事務手続きをする、各特別会計で事務手続きをするとなっていますので、正確に申し上げますと、町立病院の手続きを踏んでいることとなりますので、町立病院となります。契約についても、契約書を確認したものについては町との契約ではなくて、個人契約を除きましてあくまでも町立病院との契約になってございます。こちらについては、そういった誤解があると思いますので、訂正させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 訂正お願いいたします。ほかについては、課長がおっしゃったように、町と町立病院とはきちんと分けて書いていると理解して大丈夫ですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） おっしゃるとり、最後説明文をつくっている中で気づいたところがここということで、町立病院とお答えさせていただいておりますので、そのほかはないと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。5ページの会計年度任用職員の給料決定についてありますが、5月、6月全員協議会、6月一般質問等でも指摘や議論をしてきております。採用困難性、職務内容の特殊性による給料の決定の部分ですが、職務の特殊性が認められることから給与格付は問題がないということに対して確認いたします。6月の一般質問にてこの件についても質問をしてありますが、そのときは、総務課長からはこのような答弁をいただいております。町村会などにもアドバイスをいただきながら考えた中では、地方公務員法第24条第5項には抵触しないと考えていると答弁いただきました。それを踏まえて今回の調査委員会でありますから、それを経て給与格付は問題ないということでありますよね。1つ再確認したいのは、6月2日の全員協議会にて指摘をしております。一斉退職する可能性があったため現給保障の資料の提出と説明がされたのです。給与格付けは問題ないけれども、格付に至る根拠、理由が一斉退職する可能性、これは加味されてはいけないものであると認識しておりますので、その解釈。それと、6月2日の同じ全員協議会にて質問をしておりますが、20号捧加算とか、第28条に該当する職員に対して給与格付しておりますが、一方で介護人材、こちらの国が示す改定を行っていなかったということがありました。そちらについては、是正も検討しているのか確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまの質問にお答えいたします。一斉退職する可能性があったため現給保障したとの説明が過去にあったお話でございますが、そもそも会計年度任用職員制度というのは、非正規職員の待遇改善を目的の1つとしてございます。令和2年4月1日に運用を開始してございますが、令和元年度まで臨時職員、嘱託職員、非正規職員として働いていた方が、そのまま翌年度会計年度任用職員になる場合には、年収が若干増加するつもりでした。元々臨時職員、嘱託職員の時代に給与水準が高かった医療職につきましては、会計年度任用職員に移行することによって年収が下がるケースがございましたので、生活給でございますので、その部分を現給保障するという考えは確かにございました。ただ、最終的には全て職務の特殊性という観点で条例の28条を適用して金額を決定してございます。

○議長（松田謙吾君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 私からは介護人材についてご説明をさせていただきます。今回の事案によって、5条、28条で今後適用基準を明確に定める形で対応として考えておりますので、あくまでも会計年度任用職員でございますので、採用困難とか職務特殊性とか明確な基準を今後定めて、介護人材とかほかの会計年度任用職員についても職務の特殊性とか採用困難に当てはまるのかを見定めながら適正に対応していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。なぜ今回介護人材のことに触れたのかというと、給与格付は問題ないという部分でいくと、会計年度任用職員の給与決定に至っての格付は問題ないということですが、病院だけで考えるのではなくて、町全体としての給与格付のルー

ルは必要という認識です。介護人材も健康福祉課に国家資格を持ちながら会計年度任用職員としてという方々もいらっしゃいますよね。そういった全体観を持った給与格付のルールづくりがこれから必要だと思うのです。そこをしっかりと踏まえたルールをつくっていただきたいのです。今回の議論でいくと病院の会計年度任用職員の給料決定、格付となりますが、何とか全体観を持ったルールづくりをしていただきたい。また、今まで私が指摘してきたように、何かもやもやするものではなくて、しっかりとした根拠に基づいて、根拠があるからこういう給料格付なのだと、しっかりと町民の方々にも分かりやすいようなものにしていただきたいと指摘させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまご指摘いただいた点でございますが、会計年度任用職員は一級職、二級職の位置づけをしてございまして、定型業務を行うことが主な役割という定義をしてございます。その場合は一級、二級職の給料を格付してございます。ただ、正職員が不在または不足していて、正職員と同等の業務をする。または主任職、主査職の業務を行う場合には、職務に応じた給与を支給する必要があると思っておりますので、会計年度任用職員が正規職員と同等の仕事をする場合には正規職員の給与表を使用するとか、そういった規定を今後検討していく必要があると考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。10ページにあります不適切な事務処理を発見した職員の対応のところ、公益通報制度の周知の仕組みについて具体的にお伺いしたいことと、今後再発防止の取組いろいろと提示されておりますけれども、町民も町立病院はあってほしい、必要という声を聞いております。ただ、町民の命と安全を守る重要な使命を本当に有しているのか。いろんな町民の方から具体的に相談を受けましてそこに疑問に感じております。副町長から病院の経営の在り方もお伺いしましたけれども、まず公益通報制度の周知の仕組みと、病院のこれからの在り方を私どもにきちんと説明をしていただく場を設けていただけるのか確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 私からは公益通報制度の関係についてご説明させていただきます。公益通報というのは、公益を守るために職員等が知り得た行政運営上の他の職員等の違法な行為または違法性の高い行為に関しての通報を行うこととございます。通報対象事実ということで、法令違反またはこれに至るおそれのある事実。町民の生命、身体、財産その他の利益を害し、これらに重大な影響を与えるおそれのある事実及び今説明した中の不当な事実となっていて、公益通報の窓口としては総務課になってございます。過去にもこの制度を利用された方がいるのですけれども、ここの部分が上手く機能していないので、今後はこの制度を活用していただくために、どういうものが公益通報になるのかとか、定期的に役場の情報掲示板を利用しながら職員に周知をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古俣博之君） 今後の病院のありようについての町民並びに議会含めて、どのような周知、情報発信をしていくかでございますけれども、具体的に全員協議会でまたやるとか今は言えませんが、いろいろな方法をもって病院の情報発信はしていかなければならないだろうと考えております。今も多少なり病院受診の日なども含めて広報も活用しながらやっているのですけれども、もっとも内容的な部分も含めて発信していかなければならないし、今後、先ほど言った仮称ですけれども、改革委員会が設置されて議論内容、どのような進捗についても、これでやりますとは言えませんが、しっかりと町民の皆さんや議会の皆さんに分かるようにお示ししていかなければ、これは病院だけではなくて役場全体がしていかなければならないことだと思いますので、十分そこは考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、吉谷一孝議員。

○2番（吉谷一孝君） 10ページの全体的な組織体制の見直しから、私の意見を述べさせていただきます。説明資料を見た中では手続き上、申請上、きちんとしていけば問題ないという委員会の意見だったのですが、そこに町民の感情、町民の考え方がどこまで反映されるのかが問題だと思います。一般的に町民から考えると、普通に仕事をしているときにアルバイトする、逆に言うとほかの仕事をするとなると、休日に自分の時間を返上してほかの業務に当たる。これは理解できると思うのですが、手続き上きちんとなっていれば問題ないという感覚と乖離があると思うのです。そういう乖離、何かこの話を聞いてもやもやするのは、多分一般的な考え方と病院の考え方、そして行政の手続き上の考え方、ここが乖離しているのが今回のこの件の根本ではないかと思っております。病院も行政も町民のためにあるので、町民の考え方、感覚を十分反映させた組織体制の見直しをしていただきたいと思っておりますが、理事者としての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これまでも病院には様々な声が寄せられておりますし、病院ばかりではなくて役場における業務の進め方についても、いろいろ町民の皆様方から声が届いております。議員からあった町民感覚が、私たち公務員としてのありようと乖離がないように仕事をしていくべきか十分考えていかなければならないと思っております。1つの方法として、法的に手続きがしっかりとなされていなければならない、これが最低限のところではあります。そういうことは言いながらもやはり道義的な捉え方として、確かに先ほどご指摘があった金額の在り方、それから働き方の在り方については様々な形で、これから病院も1つですけれども、改めて役場庁舎の中の職員一人一人の業務のありようについて見ていかなければならないと思っております。そのためにどういう組織、定員管理の問題、こういったものも時代の急速な流れの変化の中にきているのですから、常々意識した業務を進めていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。7ページの発生原因なのですが、発生原因の中に以前からずっと言っているのだけど、当然虐待問題が入るべきであろうと考えているのです。町の信頼を勝ち取る上でも、病院と附属した老健施設で警察が入る不祥事の説明がきちんとされ



ないという問題。これは、根本は同じではないのかと思うのです。町長はうみを出すとおっしゃられました。うみを出すとはどういうことかなのです。これは過去をきちんと総括して方針を立てる。それをしない限り対応策にもうみを出すというのは、過去をきちんと総括することなのです。私は議員ですから、議会として考えたときに、町民の皆様に対してそういう姿勢で議員として望むべきだろうと思っています。ちょっと戻りますが、調査委員会の中で看護師の事務処理の問題は分かりました。看護師のことで言えば、老健施設におられた中で、退職されたかもしれませんが、5条なり28条の対象者で業務内容、仕事の内容が看護師だから特別ないから雇うのか、それとも普通の職員、介護職員として働くのか。そういう確認はされましたか。私が直接知っている部分でも交代番について、ヘルパーと同じ仕事をして、その方が5条と28条の対象かどうかは分かりませんが、少なくとも看護師だった。そのときに日勤の看護師は二人いらっしゃいました。そういう調査はされましたか。看護師には問題ないように見えたのですけれども。事実そういうことがあるかどうかということ、これが問題なかったらいいということ結構です。しかし、私実際見ているのですけど、そういうことがあったこと。もう一つ、ここで問題になったのが、この会計年度任用職員の給料の事実確認をしたのはいつだったか。令和5年度の給与格付で是正できなかった部分がある。今からごちゃごちゃ言ってもしょうがないから、そんなことを言っているのではなくて、調査委員会ではこの調査をきちんとしましたか。理事者がいつ会計年度任用職員の問題で確認、実際議会で何度も何度も出していた問題ですから。発言された議員たくさんいらっしゃいます。ですから、そこは調査委員会で確認されたかどうか。結果としては、当然虐待の問題もこの中に入って全ての問題でやっていく。そのときに、これも一つお聞きしていきたいのだけど、対応策として改革委員会に外部委員を入れる考えはありませんか。ずっと一連の議論されてきた中身は内部の問題になっているのです。ですから、本当にコンプライアンスを守るというのは、同僚議員が発言した町民目線で物事を見るということなのです。もちろん調査委員会の方が町民目線で見えていないという意味ではないです。より客観性を増すためには、そういうことが必要ではないかと考えているのですけど、そこら辺はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 私から老健施設の28条、5条の適用者ということで、内部調査委員会の皆様に調査していただいて全員協議会のときに出した資料の時点では、もう既に退職していたということで、その人数には含まれていないということでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 調査のことは直接委員ではないので分かりませんが、今回町として今後の在り方については、一つは改革委員会なるものに外部をとということなのですが、議員もご承知だと思いますが、病院には第三者機関としての病院の審議会があって、そこで外部の有識者からのご意見等をいただくのは毎年のようにやられていて、なかなか実際の厳しいご意見等ももらうのですけれども、そういう目線がありますので、今回の改革委員会については、先ほどもお答えしたように、本庁舎と病院との区分けはなくして、内部の委員

で構成し、必要があると判断した場合には第三者の専門家の示唆を受けていく。まずはそういう始め方をさせていただきたいと思います。虐待の関わりと今回の関わりが全くないことではないし、やはり底辺には人為的、組織的な部分がつながっていると思っております。きたこぶしのことにつきましては、前の議会の一般質問の中にもあったように、なかなか経営的にも厳しい部分が出てきていることも事実ですし、今後の介護の在り方、うちが介護医療院として新しい病院で持つわけですけれども、そういったことへの移行も含めてしっかりとした在り方については、議会の皆さん方に報告していかなければならないと思っています。ですから、調査の中できたこぶしがどういうふうになったか私の知るところではないのですけれども、町としては今後きたこぶしの問題も含めて介護の在り方、介護医療院に移行する在り方については、十分議会の皆様方には報告、ご意見をいただくようにしたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。調査委員会は誠に残念だと思っています。もちろん努力されたことは十分評価をしております。しかし、役場の職員の中で問題になっていることは、私が発言したことを含めてみんな知っていることなのです。そこが職員のモチベーションです。挙げていない責任は町民が不振を持つ最大の原因と言っても過言ではないくらいの中身だと思っています。全議員の皆さんにも来ていると思いますが、差出人が不明の手紙にも書かれているのはそのことなのです。ですから、うみを出す意味とはそういうことだと思っています。そのことを今ごちゃごちゃ言っても仕方ないです。そういう指示のもとで調査委員会は動かされたわけですから、別に調査委員会の方が悪いわけではない。ただ、本当に笹が雪で折れたとき復元する復元力が本当にあるとしたら、町長、うみを出すということはそういうことなのです。町民が不振、不満に思っていることが明らかになっていかないと。町にも手紙が来ましたね。あれが正しかどうかは別です。だけど、そういう町民がいらっしゃるのです。ですから、本気になって多大な時間をかけてやられたのは分かっています。これは再発防止への取組で改革委員会をつくったから直るとか、そんなこととは全然違いますから、レベルの違う話です。ですから、少なくとも退職されたばかりなのだから、どこかの場でそういう調査をきちんとして、職務内容と給与内容、そして聞きたかったのは本当の普通の会計年度任用職員の介護士と、その方の給与の違いくらいは町民にきちんと示さないと復元力が出ないのではないかとと思っています。残念としか言いようがありませんが、正すというのはそういう覚悟をきちんとして、新しい再発防止への取組をしないと私は生きないと思っていますので。これ以上はもう言いません、調査されていないわけですから、そのことを言っても仕方ありませんから。本当にそこは今後きちんとやっていっていただきたいと思っています。町長、何かありましたら。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 今回、内部調査委員会を私の指示で立ち上げて、報告を受けて、全員協議会の場でご説明をさせていただきました。この問題が明らかになり私が捉えたときには、私は役場の職員でしたので、この地域医療を支える医療職等の人材確保のための措置で、そのためにやったのだらうと役場の職員を信じています。ただ今回、内部調査委員会の報告を受け

てルールを守れなかったことが明らかになって、これは許されない行為だと思いますし、きちんと厳正な処分をさせていただきたいと思います。要するに、いろいろルールを守れなかったとか、事務処理がおかしかったとか、内部調査委員会の指摘事項を含めた中で自分なりに何なのかと考えたときには、病院の事務局、医師職含め、古俣副町長からお話あったように、役場の組織と一体になっていない、そういった形がやはり違うのだなという思いがありました。そういうことでは、うまく話ができないのですが、議会事務局であったり会計室であったりというのは、町の執行機関とは違う独立機関として存在しています。ただ、町立病院というのは町長部局です。町長初め理事者が目配りをきちんとしていかなければ、もちろん医療提供や事務処理はできない状況であると、これは反省点としてしっかりとやっていかなければならないと思っております。そういったことを含めて、今回再発防止への取組で（１）から（３）、（４）以降は正直な話当たり前の話です。コンプライアンスを守りましょうとか、役場の職員、公務員としては最低のルールですので、ただ、これをしっかり見直しましょうということで、今回取組として掲げさせていただきましたが、８ページに掲げている（１）、（２）、（３）の部分は今回の再発防止策の一番の取組事項だと思っております。（１）についてお話しした理事者、そして病院の事務長がもっともっと病院と関与を持っていくことが必要なことと書かせていただきました。（３）については監査機能の強化ということで、監査委員の皆さんがどうのこうのではなくて、会計処理で専門的な知識が必要ということで、これは適宜そういった専門、公認会計士等そういった方々の目配りで、これは会計処理がおかしいのではとの指摘も必要ということで、今回強化ということで掲げさせていただきました。（２）ここが一番重要でして、この改革委員会の設置で、もちろん医療提供の改革は必要ですし、その中のいろいろな議論もさせていただきます。さらには、役場の課長職が入ることで事務処理についても副町長が委員長となってしっかり目配りをすることで関与を強める。これは何かというと、病院は役場の組織の一つだということで、一体となっているいろいろなものを解決していく。今回あえて内部調査委員会を立ち上げたのは、町立病院の問題ではなくて、町の問題として職員に意識してほしいという思いから内部調査委員会を立ち上げました。今回の内部調査委員会の発展形という言い方かどうか分かりませんが、仮称の改革委員会として、これから理事者と職員が一体となって町立病院にきちんと目配りをしていく。そして、町民の皆さんの信頼を回復していく。きちんと全力を尽くして私も先頭となって取組を進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ６番、前田博之議員。

○６番（前田博之君） 町長から今後の方向性について固い決意があったので質問をしないと思ったのですが、それはそれとして何点か確認をしておきます。先ほど同僚議員も言っていましたけれども、全員協議会なので質問が限定されますので、確認をしておきたいと思います。私は、疑念は払拭されていないと思います。先ほど同僚議員も言っていましたけど、２回の全員協議会で各議員からそれぞれの問題に質問ありました。それに対して、この報告書は取組の内容について一切触れていないのです。その時の答弁も曖昧ですから、その後検討委員会で自分たちの考えを出すときに、こうだったという部分が非常に欠如しています。これは、もう少

し内部で真摯にいろんな法的な問題、道義的町民の目線からもっと議論すべきではなかったか  
と思います。個々の内容についてはいろいろありますけれども、町長の前向きな姿勢があった  
ので後ろ向きなことは言いませんけど、確認をしておきたいと思います。まず、1 ページ、町  
の考え。嘱託医業務委託について（1）では、契約があるから適正な判断である。この契約書  
の内容も本来は議会に開示すべきだと思います。それで議論すべきだと思うのですが、私は  
見せていただいたけど、非常に不備なものだと思っています。しかし適正であると。（2）の  
事務処理も医師も受領している。4で今後の対応とありました。これまでの議論を通じて、報  
告書の書類でもあるのだけど、嘱託医の派遣業務の推移が平成19年3月から令和3年1月まで  
と書いています。これは今問題になっているのですが、個々の部分は私が言ったような契約  
として委託業務しています。これがここで言っている（1）、（2）または4。なぜ令和3年  
1月から見直したのですか。そこについて明確に言っていないのです。全員協議会でも指摘さ  
れています。私は言いません、触れていません。ここが一番肝心ではないですか。こういう町  
の考え方をこのまま継続すればいいのです。会計上のことは何も言っていない。これ以上は言  
いません。全員協議会で2回も指摘しています。その部分はどうなのかということと、3ペー  
ジの産業医等々あります。これも非常に曖昧なのです。（1）の民間法人等A、B、（2）の  
C。（3）については議論されていますから言います。これも、どれだけになったかまるっきり  
金額も載せていないのです。全員協議会で事務当局の人は答弁していますが、町として、検  
討委員会としていつからいつまで幾らもらったかも指摘していない。町民からすれば一番大  
事なことです。個人の懐に入ったとしても本来は勤務医の医師ですよ。そういう判断はどう  
なっているのか。具体的に聞いておきますけれども、（1）の民間法人A、よく分からないの  
だけど、町立病院の医師は地方公務員法上の適用を受けると思うのだけど、下段の身分も民間  
法人の非常勤嘱託医師と明記されているから報酬を支払うべきと。片方では民間になるのです  
か。どういう解釈になるのですか。そこに触れていないのです。検討委員会ではなくて、町と  
して。総務課の職員が出席していますが、個人的に攻めているのではないです。これは理事  
者の責任でありますから、理事者に答弁を求めたいです。まとまっているのですから。それと  
（2）も先ほど同僚議員も言っていましたけれども、契約が推測であったものが受領するこ  
とは問題ないのですか。中間報告を見ても書いています。医師個人の契約とされるが契約書を入  
手できない。これは、どういうことですか。もう少しきちんと根拠を示してほしいです。それ  
と、5ページの会計年度任用職員の給料決定についても条例第5条、第28条、特殊な部分は規  
則で決めることになっているものが、その職種に入って一般職と重なる人は、会計年度任用職  
員、医師は別として、ここで給料が少ないから上げますとなるのかどうかということになりま  
す。その他の職員の定義もしていないのです。28条のその他の職員は規則にないからこうだと。  
だから、この人たちを該当するというのならいいのだけど、どうも手前勝手のまとめになっ  
ているのです。だから、先ほど言った同僚議員、私も疑念、町民目線に立って、はっきり客観的  
に整理されていないのだけど、この部分をお聞きしておきます。答弁できないのであれば、時  
間もありませんから、後で会議録作成して文書で答弁してください。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 何点かご指摘されました。実際的な部分で、確かに5月9日、6月2日の全員協議会で議会からご指摘されたことについてそれぞれ町としての捉え方については、最初に説明をさせていただいたように、全体的にはこういうご指摘があったことについて調査委員会からこういう指摘がなされたので、町としてはこうですということとして押さえたつもりで出しているのですけれども、議員が言われた一つ一つについては、しっかりとした対応として述べられていないことは申し訳ない、どういうふうの問題について今回出すか出さないかについては、あくまでも調査委員会の報告を受けての対応として出させていただいたので、個々のところに必要となれば、やはりきちんとした形での対応はしなければと思っていますけれども、いずれにしろ相対的に今回の在り方については、これまでの議会で報告をし、議会からいただいた意見を元にして、これからのあるべき姿をきちんと押さえて、報告をさせてもらっていることだけのご理解をしていただきたいと思います。一つ一つがどうだったかは、議会のこれまでの意見についてここに付すべきものなのかどうかは、ここでああだこうだと言えないところがありますので、そこは避けたいと思いますけど、いずれにしろ調査委員会の報告を受けて、これまで議員の皆さんから出された課題についても整理を図って出したと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 個々の部分についてはまた別な形で議論されるかもしれませんが、同僚議員も話したように、町民目線に立つと自分たちが何をしなければならない、やはり全てを出してスタートしなければ、町長が明言しましたけれども、本当に実行性が持てるかどうかだと思います。先ほど町長が述べましたから後ろ向きな質問はしたくないのだけど、現実的に何点か町の職員、理事者として、こういう目線で議論をしたのかだけを言いたくて、あえて私は言わせてもらいました。当然、同僚議員も言いましたけれども、虐待の問題だってこれに合わせて出てくると思いました。そして、前も副町長は全員協議会に出てちゃんと報告をしていますと言いました。警察の問題もあります。警察だって長々引きずっていないはずです。正直な話、いつ出すのですか。これは一番肝心な話です。そこをきちんと解決していかないと、例え今後の対策をしても現場の人たちが前で見て現実を知っていて、どう改善するかということではない。そういう人たちは処分もされない、先ほど言った会計年度任用職員でお手盛りしたのかどうか分かりませんが、もしあったとすれば、そういうことをしたらさっさと辞めて終わりです。今残された職員、一生懸命やって切ないと思いませんか。こういうことをきちんと整理をし、職員、議会、町民も納得をした形で整理をしないとつながらないと思うのです。それは理事者の責任だと思います。町長は3月から新しくなっているからいいけど、その前にいた理事者の責任だと思います。整理していただかないと、悪いけどただ曖昧に流して、この取組もただ担当主幹に任せてまとめさせている。私が言ったことについては、本来は副町長がこの問題はどうかだと言っただけ出すのが理事者としての立場で、そういうことの真摯な取組がないと、結果的には同僚議員が言ったような指摘が出てくるのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） この問題については、私が担当の理事者として関わっていることは事実ですから、私自身の責任のありようについては、十分強く認識をしているところでございます。いろんな形で、きたこぶしについてもどうなのかということですが、私たちとしては今日の内部調査委員会の報告ではなくて、私たちから議会に報告しなければならないことと捉えております。ただ、前の議会でもお話ししたとおり、2名の方の処遇についてどういう形で再度話をすべきなのか、それは十分考えております。採用の仕方についてご指摘されたことについては、しっかり受け止めて今後の業務に反映していかなければと思っておりますので、そのところは重々肝に銘じて業務を進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私からもご答弁させていただきます。議員からのご意見、ご質問についてはしっかり受け止めさせていただきます。今回は医師の派遣と会計年度任用職員の給料の問題ということで、7月末を期限として内部調査委員会を設置して私が諮問いたしました。ですから、今回はその部分ということでご理解をしていただいて、古侯副町長からお話があったように、しっかりときたこぶしの問題については議会の皆さんにどういう形になったかというのはご説明をさせていただきます。

もう1点、今後ですけれども、実は内部調査委員会の報告書の最後の12ページに調査委員会からの所見として掲げられております。その中では、会計処理についての修正とか、まだ全てが解決していないものが正直あります。その辺は町としてもしっかりやってくださいということで委員会からのご意見も頂戴しておりますので、これはきちんと継続的に、この改革委員会の場がいいのか分からないのですけれども、しっかりと町も組織的に解明、解決に向けて取組を進めていきたいと思っておりますので、先ほどからの前田議員のご質問、ご意見も含めてしっかりと捉えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ないようですから、私一言申し上げますが、この報告書は過去、現在、未来の3つに分けると19年からの過去のこと。なかなかこの辺の報告と言っても難しいことです。現在こういう議論をしていますが、この議論を通じてこれからの未来について、先ほども町長が述べておりますが、しっかりと町立病院の問題、職員の問題、別途改めてやっていただきたい。今日は全て過去の人、責任のある人方がいないのです。大塩町長は新しい町長です。思い切って過去、現在そして未来について町民のためにしっかりとやっていただきたい。私の感想です。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時17分）